

仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 1-5

旧頁	旧	新	備考
<p>P6 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p style="text-align: center;">第3節 適切な避難行動を行う</p> <p>風水害の災害における避難行動は、周辺に浸水や道路冠水が見られない場合、周辺に浸水や道路冠水等が始まっている場合、土砂災害の危険性がある場合の大きく3通りに分けられます。</p> <p>本節では、この3通りに分け避難のあり方について記載しています。また、水害の場合には特に地下施設への浸水等の危険性が高まることから、迅速かつ確かな避難行動を行うことが重要です。市民等の避難行動については以下を基本とし、市や関係機関等からの情報を得ながら適切に行動します。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 適切な避難行動を行う</p> <p>本節では、<u>風水害の災害における</u>避難のあり方について記載しています。水害の場合には特に地下や低いところへの浸水等の危険性が高まることから、迅速かつ確かな避難行動を行うことが重要です。市民等の避難行動については以下を基本とし、市や関係機関等からの情報を得ながら適切に行動します。</p>	<p>風水害時の避難行動について記述の整理</p>
<p>P10 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1) 避難開始の時期 略</p> <p>(2) 避難時の原則</p> <p>ア 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努めます。</p> <p>イ 避難に当たっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者の安否確認、支援に努めます。</p> <p>ウ 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切ります。</p> <p>エ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金等 ○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を着用し、靴は底の厚い運動靴等 </div> <p>(3) 避難方法</p> <p>河川の近くは極力通らずに、避難勧告等により示される指定避難所等や、洪水浸水想定区域の外の安全な場所へ避難します。</p> <p>なお、早期の立退き避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が3メートル以上の区域）にお住まいの方は、自宅にとどまらず、早めに洪水浸水想定区域の外に避難します。但し、洪水浸水想定区域外への避難が難しい場合は、早期の立退き避難が必要な</p>	<p>2. 風水害時の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1) 避難開始の時期 略</p> <p>(2) 避難時の原則</p> <p>ア 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力します。</p> <p>イ 避難に当たっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者の安否確認、支援に努めます。</p> <p>ウ 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切ります。</p> <p>エ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、<u>マスク、体温計、石けん、消毒液等</u> ○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を着用し、靴は底の厚い運動靴等 </div> <p>(3) 洪水等に備えた避難方法</p> <p><u>浸水の危険がある地域にお住まいの方は、</u>河川の近くは極力通らずに、避難勧告等により示される指定避難所等や、洪水浸水想定区域の外の安全な場所へ避難します。<u>なお、早期の立退き避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が3メートル以上の区域）の外で、お住まいが2階建以上の建物等、想定される浸水の深さよりも高い位置に避難できる場合は、自宅にとどまり安全を確保することもできます。</u></p> <p>早期の立退き避難が必要な区域にお住まいの方は、自宅にとどまらず、早めに洪水浸水</p>	<p>風水害時の避難行動が多様であることを踏まえた修正</p> <p>感染症対策としてマスク、体温計、石けん、消毒液の追加</p> <p>避難方法の記述の整理及び自宅等の垂直避難の追記</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P10 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>区域の外にある指定避難所等の2階以上に垂直避難します。</p> <p>また、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p> <p>3. 周辺に浸水や道路冠水が始まっている場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 周囲の浸水が始まっている場合、浸水の中を無理に避難すると、水に流されたり、マンホールに落ちるなど、命に危険が及ぶ恐れがあるため、自宅の2階や近くにある頑丈な高い建物へ緊急的に避難し、救援を待ちます。</p> <p>(2) 大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められる恐れがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。</p> <p>4. 土砂災害の危険性がある場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>避難勧告等により示される指定避難所等へ避難します。</p> <p>また、土砂災害の場合、多くは木造の1階で被災していることから、どうしても指定避難所等への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（2階の崖から離れた部屋など）に避難します。</p>	<p>想定区域の外に避難します。<u>ただし</u>、洪水浸水想定区域外への避難が難しい場合は、早期の立退き避難が必要な区域の外にある指定避難所等の2階以上に垂直避難します。</p> <p>また、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p> <p><u>周囲の浸水が始まっているなど、災害の状況から屋外に出ることで身に危険が及ぶ場合等は、自宅の2階や近くにある頑丈な高い建物へ緊急的に避難し、安全を確保します。</u></p> <p><u>大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められる恐れがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。</u></p> <p>(4) 土砂災害に備えた避難方法</p> <p><u>土砂災害の危険がある地域にお住まいの方は、避難勧告等により示される指定避難所等や、土砂災害警戒区域等の外の安全な場所へ避難します。なお、十分堅牢なマンション等の上層階にお住まいの場合は、自宅にとどまり安全を確保することもできます。</u></p> <p>また、土砂災害の場合、多くは木造建物の1階で被災していることから、どうしても指定避難所等への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（2階の崖から離れた部屋など）に避難します。</p>	<p>避難方法の記述の整理及び自宅等の垂直避難の追記</p>

旧頁	旧	新	備考
P12 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う	<p>5. 指定避難所等への避難</p> <p><住民等による避難フロー図（風水害）></p> <p>避難勧告等の発令</p> <p>(緊急措置) ・災害の状況から、屋外に出ることによって身に危険が及ぶと判断される場合</p> <p>屋内での待避※1</p> <p>建物内での安全確保の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水 ⇒ 建物の2階以上へ ・土砂災害 ⇒ がけなどの反対側、2階以上へ <p>(緊急措置) ・災害の状況から、危険が及ぶことが想定される区域※2の外への避難が困難な場合</p> <p>近隣の丈夫な建物等</p> <p>建物内での安全確保の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水 ⇒ 建物の2階以上へ ・土砂災害 ⇒ がけなどの反対側、2階以上へ <p>危険が及ぶことが想定される区域※2の外</p> <p>指定避難所等</p> <p>※1 屋外に出ず屋内の安全な場所に避難することを指す。 ※2 河川はん濫による浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等を指す。 ※3 避難勧告等が解除され、自宅の安全が確保されていれば帰宅 自宅の被害により居住できない場合は、安全が確保された指定避難所等へ避難</p>	<p>3. 避難行動判定フローの活用【市民・企業・地域団体等】</p> <p>「避難」とは「難」を「避」けることです。そのため、自宅等で安全が確保できる場合は必ずしも避難所へ避難する必要はなく、また、安全な場所の親戚・知人宅へ避難することもできます。</p> <p>仙台市ハザードマップやせんだいくらしのマップ等から自宅周辺の洪水や土砂災害の危険性を確認し、下記の避難行動判定フローを活用して①避難の必要性、②避難場所、③避難開始のタイミングなどをあらかじめ検討します。</p> <p><風水害時の避難行動判定フロー></p> <p>ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。</p> <p>※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。</p> <p>家がある場所に色が塗られていますか？</p> <p>いいえ 色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、仙台市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。</p> <p>はい</p> <p>災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。</p> <p>例外 ※浸水の危険があっても、 ①早期立退き避難が必要な区域外で、 ②2階建以上の建物やマンションの上層階等想定される浸水の深さより高い位置にある場合は自宅にとどまり安全確保をすることも可能です。 ※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅にとどまり安全確保することも可能です。</p> <p>ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？ または、ご自宅は早期立退き避難が必要な区域内ですか？</p> <p>いいえ</p> <p>はい</p> <p>安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？</p> <p>はい</p> <p>警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)</p> <p>いいえ</p> <p>警戒レベル3が出たら、仙台市が指定している避難所に避難しましょう</p> <p>安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？</p> <p>はい</p> <p>警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)</p> <p>いいえ</p> <p>警戒レベル4が出たら、仙台市が指定している避難所に避難しましょう</p>	<p>避難行動判定フローへの置き換え</p>

旧頁	旧	新	備考
P12 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う	(追加)	<p>4. マイ・タイムラインの作成【市民・企業・地域団体等】</p> <p><u>マイ・タイムラインとは、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせあらかじめ作成する避難計画のことです。</u></p> <p><u>「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理することにより、避難に必要な情報・判断・行動を把握でき、「自分の避難方法」を見つけることができます。</u></p> <p><u>(資料〇-〇「マイ・タイムライン作成様式」参照)</u></p> <p style="text-align: center;"><マイ・タイムラインの例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 大雨注意報、洪水注意報等</p> <p>情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p>洪水・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 3 「避難準備・高齢者等避難開始」発令</p> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方</p> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外</p> <p>避難準備</p> <p>災害発生のおそれの高まり</p> <p>警戒レベル 4 「避難勧告」発令 「避難指示(緊急)」発令</p> <p>避難開始</p> <p>自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択</p> <p>自宅等にとどまり安全確保 安全な場所の親戚・知人宅に避難 指定避難所等に避難</p> <p>[緊急措置] 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保</p> <p>建物内での安全確保の目安 浸水⇒建物の2階以上へ 土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p>避難完了</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>避難の準備・確認</p> <p>●ハザードマップ 警戒レベル1で確認 自宅周辺の災害リスクを確認 浸水深 土砂災害</p> <p>自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>●避難する場所 警戒レベル2で確認 事前に避難場所や避難方法を確認 避難場所① 避難場所② 避難方法 避難に要する時間</p> <p>●避難開始のタイミング 警戒レベル2で確認 <input type="checkbox"/> 自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある場合 <input type="checkbox"/> 妊娠中の方や小さなお子様連れの方など、避難に時間を要する場合</p> <p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外で、自宅が洪水 浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域等のエリア内にある場合</p> <p>警戒レベル4 避難勧告</p> <p>●避難情報の収集手段 警戒レベル2で確認 <input type="checkbox"/> 仙台市避難情報 Web サイト <input type="checkbox"/> 社の都防災メール <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> </div> </div>	マイ・タイムラインの記述の追加

旧頁	旧	新	備考
<p>P35</p> <p>第1部</p> <p>第2章</p> <p>第2節</p> <p>災害対策活動体制</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>④ その他危機管理監が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 区災害警戒本部</p> <p>区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。</p> <p>ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。</p> <p>イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。</p> <p>ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。</p> <p>エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。</p> <p>(9) ～ (10) 略</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>④ その他危機管理監が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 区災害警戒本部</p> <p>区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。</p> <p>ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。</p> <p>イ 区警戒本部は、区の<u>まちづくり推進部長</u>を区警戒本部長、<u>区民部長を区警戒副本部長</u>、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒部長とする。</p> <p>ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。</p> <p>エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。</p> <p>(9) ～ (10) 略</p>	<p>仙台市災害警戒本部運営要領に基づいた修正</p>

旧頁	旧	新	備考																																										
P46 第1部 第2章 第3節 職員の配備・ 動員計画	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。</p> <p>(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" data-bbox="320 585 1436 1530"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td>(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td>(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常3号配備</td> <td>(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常2号配備	(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常3号配備	(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長			<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。</p> <p>(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" data-bbox="1478 585 2594 1530"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td>(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td>(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常3号配備</td> <td>(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防部、水道部、交通部、ガス部、市立病院部、<u>子供未来部（保育所）及び教育部（学校）</u>の非常配備編成は、別に定める。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常2号配備	(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常3号配備	(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長			<p>非常配備等に関する要領に基づいた修正</p>
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備	(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常2号配備	(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常3号配備	(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備	(1)市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報が発表されたとき (3)市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6)その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常2号配備	(1)市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常3号配備	(1)市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3)その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
P49 第1部 第2章 第4節 避難計画	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p style="text-align: center;">〔災対本部事務局、健康福祉部、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>本節では、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p style="text-align: center;">〔災対本部事務局、健康福祉部、経済部、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>本節では、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。</p>	<p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p>																																										

旧頁	旧	新	備考																																																
P49 第1部 第2章 第4節 避難計画	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="311 279 1433 674"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="311 1150 1433 1885"> <thead> <tr> <th></th> <th>避難準備 ・高齢者等避難 開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示（緊急）</th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）</td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> <td>土砂災害の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害危険箇所等</td> <td>※1 土砂災害危険箇所等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること	都市整備部	・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること		避難準備 ・高齢者等避難 開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報	土砂	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	土砂災害の発生が確認された場合	対象地域	土砂災害 危険箇所等	※1 土砂災害 危険箇所等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1469 279 2591 827"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td><u>経済部</u></td> <td><u>・防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u> <u>・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1150 2591 1885"> <thead> <tr> <th></th> <th>避難準備 ・高齢者等避難 開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示（緊急）</th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）</td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> <td>土砂災害の発生が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害警戒区域等</td> <td>※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること	<u>経済部</u>	<u>・防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u> <u>・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u>	都市整備部	・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること		避難準備 ・高齢者等避難 開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報	土砂	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	土砂災害の発生が確認された場合	対象地域	土砂災害 警戒区域等	※1 土砂災害 警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域	<p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p> <p>発令対象地域の土砂災害警戒区域等への変更</p>
実施機関	担当業務																																																		
災対本部事務局	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること																																																		
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること																																																		
都市整備部	・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること																																																		
	避難準備 ・高齢者等避難 開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報																																															
土砂	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	土砂災害の発生が確認された場合																																															
対象地域	土砂災害 危険箇所等	※1 土砂災害 危険箇所等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域																																															
実施機関	担当業務																																																		
災対本部事務局	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること																																																		
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること																																																		
<u>経済部</u>	<u>・防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u> <u>・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u>																																																		
都市整備部	・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること																																																		
	避難準備 ・高齢者等避難 開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報																																															
土砂	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	土砂災害の発生が確認された場合																																															
対象地域	土砂災害 警戒区域等	※1 土砂災害 警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域																																															

旧頁	旧	新	備考
P52 第1部 第2章 第4節 避難計画	<p>※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3. 警戒区域の設定 【災対本部事務局、都市整備部、消防部】</p> <p>災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者 警戒区域設定は、消防部及び都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 <u>(資料6-17「防災重点ため池一覧」参照)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3. 警戒区域の設定 【災対本部事務局、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部】</p> <p>災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者 警戒区域設定は、消防部及び<u>経済部</u>、都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>参照資料の修正</p> <p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p> <p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p>

旧頁	旧	新	備考
P59 第1部 第2章 第4節 避難計画	<p>5. 指定避難所等への避難</p> <p style="text-align: center;">＜住民等による避難フロー図（風水害）＞</p> <p style="text-align: center;">避難勧告等の発令</p> <p>(緊急措置) ・災害の状況から、屋外に出ることによって身に危険が及ぶと判断される場合</p> <p>屋内での待避※1</p> <p>建物内での安全確保の目安 ・浸水 ⇒ 建物の2階以上へ ・土砂災害 ⇒ がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p>(緊急措置) ・災害の状況から、危険が及ぶことが想定される区域※2の外への避難が困難な場合</p> <p>近隣の丈夫な建物等</p> <p>建物内での安全確保の目安 ・浸水 ⇒ 建物の2階以上へ ・土砂災害 ⇒ がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p style="text-align: center;">危険が及ぶことが想定される区域※2の外</p> <p style="text-align: center;">指定避難所等</p> <p>※1 屋外に出ず屋内の安全な場所に避難することを指す。 ※2 河川はん濫による浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等を指す。 ※3 避難勧告等が解除され、自宅の安全が確保されていれば帰宅 自宅の被害により居住できない場合は、安全が確保された指定避難所等へ避難</p>	<p>5. 指定避難所等への避難</p> <p style="text-align: center;">＜住民等による避難フロー図（風水害）＞</p> <p style="text-align: center;">気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 大雨注意報、洪水注意報等</p> <p>情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p>警戒レベル 3 洪水・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 4 「避難準備・高齢者等避難開始」発令</p> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方</p> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外</p> <p>避難準備</p> <p>災害発生のおそれの高まり</p> <p>「避難勧告」発令 「避難指示(緊急)」発令</p> <p>避難開始</p> <p>自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択</p> <p>自宅等にどまり安全確保 安全な場所の親戚・知人宅に避難 指定避難所等に避難</p> <p>[緊急措置] 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保</p> <p>建物内での安全確保の目安 浸水 ⇒ 建物の2階以上へ 土砂災害 ⇒ がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p style="text-align: center;">避難完了</p>	<p>マイ・タイムラインに例示する図へ置き換え</p>

旧頁	旧	新	備考																																																												
P63 第1部 第2章 第6節 帰宅困難者対策	5. 旅行者への対策〔文化観光部〕 旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、帰宅困難となった観光客等への一時的な宿泊場所の提供が必要な場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。	5. 旅行者への対策〔文化観光部〕 観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し対応に努める。	表現の修正																																																												
P66 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	1. 災害情報の収集・伝達 災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。 (1) 略 (2) 災対本部が行う情報収集 ア 略 イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。 <table border="1" data-bbox="320 1020 1442 1913"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>県管理砂防施設等の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所 大河原土木事務所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会	都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	1. 災害情報の収集・伝達 災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。 (1) 略 (2) 災対本部が行う情報収集 ア 略 イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。 <table border="1" data-bbox="1478 1003 2599 1913"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">災対本部事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>県管理砂防施設等の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所 大河原土木事務所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会	都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加
収集担当	収集する情報	収集先																																																													
災対本部事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																													
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																													
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																													
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																													
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																														
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会																																																													
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																													
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																													
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所																																																													
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																													
	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																													
収集担当	収集する情報	収集先																																																													
災対本部事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																													
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																													
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																													
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																													
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																														
	健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会																																																												
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																													
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																													
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所																																																													
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																													
	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																													

旧頁	旧		新		備考														
P67 第1部 第2章 第7節 災害情報の収 取伝達計画		県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所		県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所													
	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署													
	ウ 各種システムによる情報収集 <各種システムを通じて得られる情報>		ウ 各種システムによる情報収集 <各種システムを通じて得られる情報>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>		種	類	内	容	(中略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>		種	類	内	容	(中略)			
種	類	内	容																
(中略)																			
種	類	内	容																
(中略)																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 558 706 751"> 宮城県土砂災害警戒情報システム </td> <td data-bbox="706 558 1460 751"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 5km メッシュ表示(解析・予測雨量は 1km メッシュ、土砂災害警戒判定メッシュ情報は 5km メッシュ表示)、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 </td> </tr> </tbody> </table>		宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 5km メッシュ表示(解析・予測雨量は 1km メッシュ、土砂災害警戒判定メッシュ情報は 5km メッシュ表示)、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 558 1863 751"> 宮城県土砂災害警戒情報システム </td> <td data-bbox="1863 558 2617 751"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 1km メッシュ表示、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 </td> </tr> </tbody> </table>		宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 1km メッシュ表示、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 	1km メッシュ表示への統一											
宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 5km メッシュ表示(解析・予測雨量は 1km メッシュ、土砂災害警戒判定メッシュ情報は 5km メッシュ表示)、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 																		
宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内 1km メッシュ表示、現況、1・2・3 時間後の情報を表示 																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 751 706 1470"> 防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課) </td> <td data-bbox="706 751 1460 1470"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) </td> </tr> </tbody> </table>		防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 751 1863 1470"> 防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課) </td> <td data-bbox="1863 751 2617 1470"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ <u>流域雨量指数の予測値</u> ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) </td> </tr> </tbody> </table>		防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ <u>流域雨量指数の予測値</u> ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) 	流域雨量指数の予測値の追加											
防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) 																		
防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 ・水道局(総務課) ・交通局(運転課) ・教育委員会(教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象特別警報・警報・注意報 ○ <u>流域雨量指数の予測値</u> ○ 危険度分布 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報 ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ レーダー・降水ナウキャスト ○ 竜巻発生確度ナウキャスト ○ 雷ナウキャスト ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・風速、降雪量等) 																		
(3) 略		(3) 略																	
P71 第1部 第3章 第7節 災害情報の収 集伝達計画	3. 指定河川洪水予報 気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、仙台管区気象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所が、気象業務法第14条の2第3項及び水防法第11条第1項に基づき、仙台管区気象台と宮城県が共同して発表する指定河川洪水予報の種類並びに洪水予報を行う河川名及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。		3. 指定河川洪水予報 気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、仙台管区気象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所が、気象業務法第14条の2第3項及び水防法第11条第1項に基づき、仙台管区気象台と宮城県が共同して発表する指定河川洪水予報の種類並びに洪水予報を行う河川名及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。																
(1) 指定河川洪水予報の種類 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	標題	概要				(1) 指定河川洪水予報の種類 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	標題	概要							
種類	標題	概要																	
種類	標題	概要																	

旧頁	旧			新			備考
<p>P71 第1部 第3章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>洪水警報</p>	<p>氾濫発生情報</p>	<p>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>洪水警報</p>	<p>氾濫発生情報</p>	<p>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>誤記の修正</p>
<p>洪水警報</p>	<p>氾濫危険情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>洪水警報</p>	<p>氾濫危険情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		
<p>洪水警報</p>	<p>氾濫警戒情報</p>	<p>基準地点の水位が避難判断水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	<p>洪水警報</p>	<p>氾濫警戒情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		
<p>洪水注意報</p>	<p>氾濫注意情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>洪水注意報</p>	<p>氾濫注意情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		
<p>P72 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>4. 水位到達情報</p> <p>国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 笹川</p> <p>左岸：仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から名取川合流点まで</p> <p>右岸：仙台市太白区富田字八幡東33番3地先から名取川合流点まで</p> <p>エ～カ 略</p> <p>5. 水防警報</p> <p>水防法第16条第1項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。</p>			<p>4. 水位到達情報</p> <p>国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 笹川</p> <p>左岸：仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から名取川合流点まで</p> <p>右岸：仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（<u>唐松橋上流</u>）から名取川合流点まで</p> <p>エ～カ 略</p> <p>5. 水防警報</p> <p>水防法第16条第1項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。</p>			<p>平易な表現へ修正</p>

旧頁	旧	新	備考																
P73 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	(1) 略 (2) 水防警報を行う河川名とその区域 ア～ウ 略 エ 筑川 左岸：仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から名取川合流点まで 右岸：仙台市太白区富田字八幡東33番3地先から名取川合流点まで オ～カ 略	(1) 略 (2) 水防警報を行う河川名とその区域 ア～ウ 略 エ 筑川 左岸：仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から名取川合流点まで 右岸：仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から名取川合流点まで オ～カ 略	平易な表現へ修正																
P74 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	7. 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。 なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。 (1) 土砂災害警戒情報の概要 宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報が発表されている状況で、大雨により土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市は東西に分割した地域）ごとに発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (2) 略	7. 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。 なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。 (1) 土砂災害警戒情報の概要 宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報である。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (2) 略	表現の修正																
P76 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	9. 火災気象通報 消防法第22条に基づき仙台管区気象台が、宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）の基準は、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="418 1367 1442 1612"> <thead> <tr> <th>通報番号</th> <th>通 報 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>実効湿度 65%以下で最小湿度 45%以下かつ平均風速 7m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平均風速 13m/s（江ノ島は北～東南東 18m/s）以上が予想された場合ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。</td> </tr> </tbody> </table>	通報番号	通 報 基 準	1	実効湿度 65%以下で最小湿度 45%以下かつ平均風速 7m/s 以上が予想される場合	2	実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下が予想される場合	3	平均風速 13m/s（江ノ島は北～東南東 18m/s）以上が予想された場合ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。	9. 火災気象通報 消防法第22条に基づき仙台管区気象台が、宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）の基準は、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1486 1367 2585 1923"> <tbody> <tr> <td>通報基準</td> <td>仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は資料4-6「(別表2) 仙台市東部の警報・注意報の発表基準」および「(別表3) 仙台市西部の警報・注意報の発表基準」を参照</td> </tr> <tr> <td>地域区分</td> <td>仙台市東部、仙台市西部</td> </tr> <tr> <td>通報方法</td> <td>・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</td> </tr> <tr> <td>通報区分</td> <td>乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は資料4-6「(別表2) 仙台市東部の警報・注意報の発表基準」および「(別表3) 仙台市西部の警報・注意報の発表基準」を参照	地域区分	仙台市東部、仙台市西部	通報方法	・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。	通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】	表記の適正化
通報番号	通 報 基 準																		
1	実効湿度 65%以下で最小湿度 45%以下かつ平均風速 7m/s 以上が予想される場合																		
2	実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下が予想される場合																		
3	平均風速 13m/s（江ノ島は北～東南東 18m/s）以上が予想された場合ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。																		
通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は資料4-6「(別表2) 仙台市東部の警報・注意報の発表基準」および「(別表3) 仙台市西部の警報・注意報の発表基準」を参照																		
地域区分	仙台市東部、仙台市西部																		
通報方法	・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。																		
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】																		

旧頁	旧	新	備考
P77 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	10. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。 (1) ～ (3) 略 (4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。 ア 防災行政用無線等 ①仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系） 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信 (資料 4-1「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照) ② ～ ④ 略 イ ～ ウ 略 (5) ～ (6) 略	10. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。 (1) ～ (3) 略 (4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。 ア 防災行政用無線等 ①仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系及びIP系） 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信 (資料 4-1「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照) ② ～ ④ 略 イ ～ ウ 略 (5) ～ (6) 略	IP 無線の追加
P79 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	12. 被害状況等の報告 (1) 災对本部事務局に対する報告 ア 略 イ 報告の方法 各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。 ただし、文書により報告するいとまがない場合は、速報として電話及び防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。 ①被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2, 様式 4～8） 各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。 また、災对本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。 ②災害発生状況報告（様式 2） 災害初動期の段階で、災害発生的事実を迅速に把握した後、直ちに報告する。 （消防部は指令書による報告も含む。） また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、更に報告する。 ③ 略 (2) ～ (4) 略	12. 被害状況等の報告 (1) 災对本部事務局に対する報告 ア 略 イ 報告の方法 各部及び区本部は、被害状況等を各様式に記載し、災对本部事務局が指定するフォルダに格納して報告するものとする。 ただし、文書により報告するいとまがない場合は、速報として電話又は防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。 ①被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2, 様式 4～8） 各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。 また、災对本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。 ②災害発生状況報告（様式 2） 災害の状況等により、災对本部事務局から指示があった場合は、被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2）とは別に、災害の概要、応急対策の実施状況の経過等を記載して報告する。 ③ 略 (2) ～ (4) 略	報告方法の変更

旧頁	旧	新	備考
P85 第1部 第2章 第8節 災害広報・広聴計画	<p>3. 広聴相談活動〔市民部・区本部〕</p> <p>(1) 電話による問合せ窓口の設置</p> <p>ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問合せや相談に対応し、情報提供等を行うため、災対本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問合せ専用チーム」(仮称。以下同じ)を組織し電話相談窓口を設置する。</p> <p>イ 「問合せ専用チーム」は、災対本部事務局と協議し、問合せへの対応方法を定め、その内容を掲示する等により班員に周知し、対応の迅速化を図る。</p> <p>ウ 「問合せ専用チーム」は、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災対本部事務局に報告を行う。</p> <p>エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問合せ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問合せや相談等に対応する。</p> <p>(2) 総合市政相談窓口の設置</p> <p>市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問合せや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口(総合市政相談所) を市役所内に、また、市政相談窓口(市政相談所) を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。</p> <p>この場合、必要に応じ、災対本部事務局と 調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。</p> <p>なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">(資料9-4「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制</p> <p>市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」(事務局：東北管区行政評価局)の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。</p> <p>※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会(構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34機関)が国の防災基本計画に基づき、申合せを行った大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問合せ等に応じるための総合的な相談窓口である。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(8) 広聴相談体制フロー</p>	<p>3. 広聴相談活動〔市民部・区本部〕</p> <p>(1) 電話による問合せ窓口の設置</p> <p>ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、<u>災対本部事務局と協議のうえ、電話による問合せ窓口を設置する。なお、設置にあたっては、仙台市総合コールセンターの活用も検討する。</u></p> <p>イ <u>問合せ窓口は、災対本部事務局や関係する部及び関係機関と連絡を密にしながら、電話による市民からの問合せへの回答や情報収集などの対応を行う。</u></p> <p>ウ <u>問合せ窓口は、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災対本部事務局に報告を行う。</u></p> <p>エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問合せ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問合せや相談等に対応する。</p> <p>(2) 総合市政相談窓口の設置</p> <p>市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問合せや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口(総合市政相談所) <u>または</u>市政相談窓口(市政相談所) <u>を設置する。</u></p> <p>この場合、必要に応じ、災対本部事務局と <u>協議のうえ、</u>関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。</p> <p>なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制</p> <p>市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」(事務局：東北管区行政評価局)の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。</p> <p>※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会(構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 <u>42</u>機関)が国の防災基本計画に基づき、申合せを行った大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問合せ等に応じるための総合的な相談窓口である。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(8) 広聴相談体制フロー</p>	<p>コールセンター開設に伴う修正</p> <p>時点修正</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P86 第1部 第2章 第8節 災害広報・広聴計画</p>	<p>※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。</p>	<p>※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による<u>問合せ</u>窓口を設置し対応する。</p>	<p>コールセンター開設に伴う修正</p>
<p>P105 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設基準等は次のとおりとする。なお、避難所担当課職員及び施設管理者が避難所を開設し、避難者の受け入れを行うが、地域団体は地域の実情に応じて、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、避難所の開設と避難者の受け入れに加わる。</p> <p>(中略)</p> <p>〈市本部による避難所開設情報伝達フロー〉</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設基準等は次のとおりとする。なお、避難所担当課職員及び施設管理者が避難所を開設し、避難者の受け入れを行うが、地域団体は地域の実情に応じて、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、避難所の開設と避難者の受け入れに加わる。</p> <p>(中略)</p> <p>〈市本部による避難所開設情報伝達フロー〉</p>	<p>表記の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
P106 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画	<p style="text-align: center;">〈区本部による避難所開設情報伝達フロー〉</p> <p style="text-align: center;">(4) ~ (9) 略</p>	<p style="text-align: center;">〈区本部による避難所開設情報伝達フロー〉</p> <p style="text-align: center;">(4) ~ (9) 略</p>	表記の適正化
P109 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画	<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難者への配慮</p> <p>① 略</p> <p>② 避難所の空間配置（総務班） 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。 <u>また、共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</u></p> <p>③ ~ ⑪ 略</p> <p>(6) ~ (8) 略</p>	<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難者への配慮</p> <p>① 略</p> <p>② 避難所の空間配置（総務班） 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。<u>また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。</u> 共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p> <p>③ ~ ⑪ 略</p> <p>(6) ~ (8) 略</p>	感染症対策として行う体調不良者のスペース確保等を追記
P133 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>① ~ ③ 略</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>① ~ ③ 略</p>	

旧頁	旧	新	備考																												
P133 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画	<p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。</p> <p>イ 略</p>	<p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ、<u>避難所における</u>災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。</p> <p>イ 略</p>	表現の修正																												
P182 第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>131</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>279</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	131	44	47	35	22	279	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和2年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	131	44	47	35	22	279																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
P183 第1部 第2章 第27節 電力施設災害 応急計画	<p>第 27 節 電力施設災害応急計画</p> <p>〔東北電力株式会社〕</p>	<p>第 27 節 電力施設災害応急計画</p> <p>〔東北電力株式会社、<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>〕</p>	分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加																												
P184 第1部 第2章 第27節 電力施設災害 応急計画	<p>6. 応急工事</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;"><東北電力株式会社非常災害連絡系統図></p>	<p>6. 応急工事</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;"><東北電力株式会社・<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>非常災害連絡系統図></p>	分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加																												

旧頁	旧	新	備考
P184 第1部 第2章 第27節 電力施設災害 応急計画	<div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	
P187 第1部 第2章 第29節 ガス施設災害 応急計画	<p>5. 復旧計画 供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。</p> <p>(1) ～ (6) 略 (7) 開栓（供給再開）</p> <div style="text-align: center;"> <p>＜復旧対策基本フロー＞</p> </div>	<p>5. 復旧計画 供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。</p> <p>(1) ～ (6) 略 (7) 開栓（供給再開）</p> <div style="text-align: center;"> <p>＜復旧対策基本フロー＞</p> </div>	<p>業務フローの変更に伴う修正</p>

旧頁	旧	新	備考												
P194 第1部 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="338 279 1448 348"> <tr> <th data-bbox="338 279 546 310">実施機関</th> <th data-bbox="546 279 1448 310">担当業務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="338 310 546 348">(中略)</td> <td data-bbox="546 310 1448 348"></td> </tr> </table> <div data-bbox="338 348 1448 1344"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 348 546 1344">都市整備部</td> <td data-bbox="546 348 1448 1344"> (庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと </td> </tr> </table> <p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>都市整備部は、各種被害状況の情報収集に努める。被害状況を把握し、健康福祉部及び都市整備部で協議のうえ、応急仮設住宅供与の必要性を判断し、必要と判断した場合には、供与に関する基本方針を策定する。なお、借上げ公営住宅及びプレハブ仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの…下記4</p> <p>(3) プレハブ仮設住宅： 新規に建設するプレハブ等の簡易な構造の仮設住宅 …下記5</p> </div>	実施機関	担当業務	(中略)		都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1495 279 2605 348"> <tr> <th data-bbox="1495 279 1703 310">実施機関</th> <th data-bbox="1703 279 2605 310">担当業務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 310 1703 348">(中略)</td> <td data-bbox="1703 310 2605 348"></td> </tr> </table> <div data-bbox="1495 348 2605 1344"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1495 348 1703 1344">都市整備部</td> <td data-bbox="1703 348 2605 1344"> (庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと </td> </tr> </table> <p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>都市整備部は、各種被害状況の情報収集に努める。被害状況を把握し、健康福祉部及び都市整備部で協議のうえ、応急仮設住宅供与の必要性を判断し、必要と判断した場合には、供与に関する基本方針を策定する。なお、借上げ公営住宅及び建設型応急住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの…下記4</p> <p>(3) 建設型応急住宅： 新規に建設するプレハブ・木造等の仮設住宅 …下記5</p> </div>	実施機関	担当業務	(中略)		都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと	<p>災害救助法に基づき修正</p> <p>災害救助法に基づき修正</p>
実施機関	担当業務														
(中略)															
都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと														
実施機関	担当業務														
(中略)															
都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に 関すること ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における 建設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の 情報収集・ 受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の 決定の支援に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等 の管理の総括に 関すること ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の 維持管理に 関すること ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する こと ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する 指定管理 者 との連絡調整に 関すること ・被災者の市営住宅への入居に関する こと ・災害公営住宅の計画及び整備に関する こと ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する こと														

旧頁	旧	新	備考
P195 第1部 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p style="text-align: center;">＜応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー＞</p> <p style="text-align: center;">3. 借上げ民間賃貸住宅 〔総務部、健康福祉部〕</p> <p>仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p>受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p style="text-align: center;">＜応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー＞</p> <p style="text-align: center;">3. 借上げ民間賃貸住宅の供与 〔総務部、健康福祉部〕</p> <p>災害救助法が適用される大規模災害が発生したとき、本市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p>(1) 供与物件の確保</p> <p>県と本市が連携して借上げ民間賃貸住宅の供与が県内の被災者へ公平かつ迅速に行われるよう、県の連絡調整の下で実施される。</p> <p>本市は、県及び不動産関係3団体（※）との「災害時における民間賃貸住宅提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け平常時からその借上げ方法、役割分担等について関係3団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定めるものとする。</p> <p>（※）（公社）宮城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮城県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会</p> <p>(2) 借上げ民間賃貸住宅に関する事務フロー</p>	<p>災害救助法に基づく救助実施市の指定を受けたことによる修正</p>

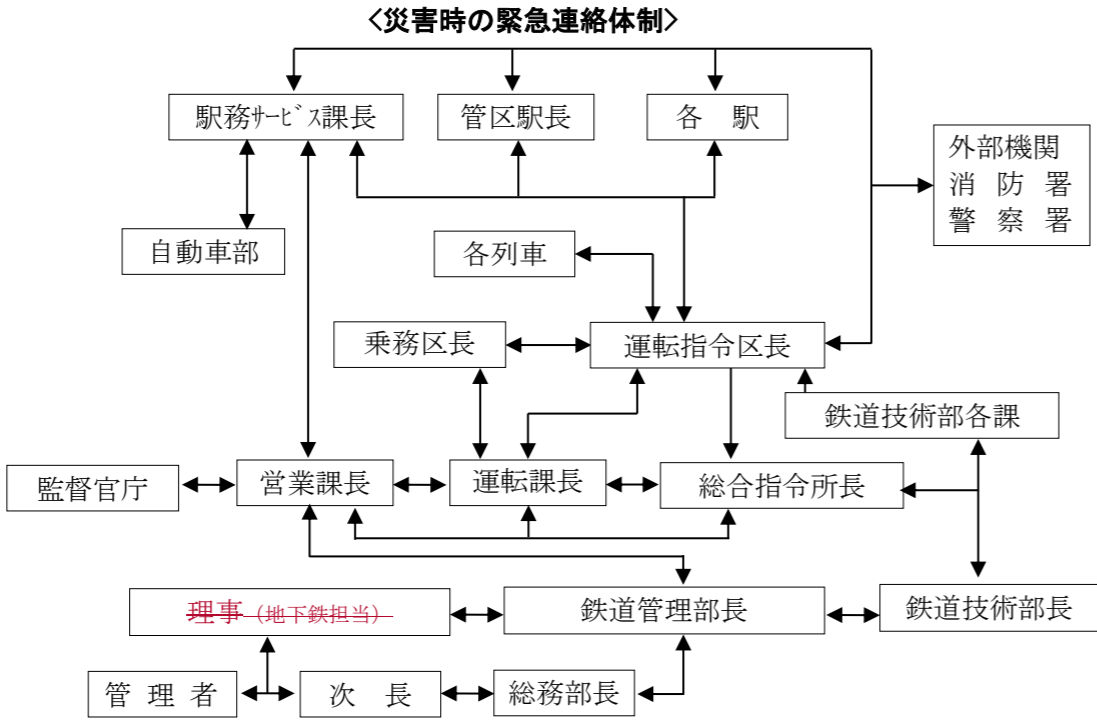
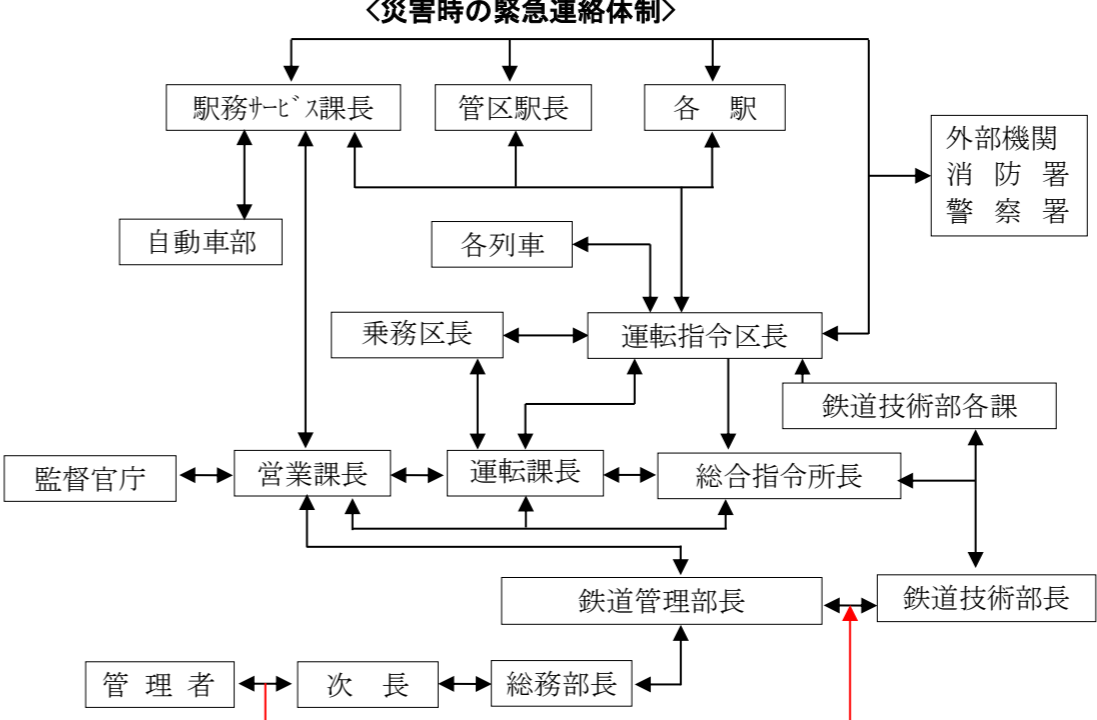
旧頁	旧	新	備考
P197 第1部 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p>4. 略</p> <p>5. プレハブ仮設住宅の建設 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係 災害救助法の適用有無に関わらず、応急仮設住宅対策の基本方針によりプレハブ仮設住宅が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として建設を行い、入居者を選定する。</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定 財政部は、プレハブ仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。 都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。 震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>4. 略</p> <p>5. 建設型応急住宅の建設 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係 災害救助法の適用有無に関わらず、応急仮設住宅対策の基本方針により建設型応急住宅が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として建設を行い、入居者を選定する。</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定 財政部は、建設型応急住宅の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。 都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。 震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p>	災害救助法に基づく修正

旧頁	旧	新	備考
<p>P198 第1部 第2章 第33節 住宅応急対策 計画</p>	<p>(4) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー</p> <p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>(5) プレハブ仮設住宅の整備 プレハブ仮設住宅の整備に係るその他の事項については、応急仮設住宅の整備に係る実施計画に定める。</p> <p>6. 略</p>	<p>(4) 建設型応急住宅に関する事務フロー</p> <p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の整備 建設型応急住宅の整備に係るその他の事項については、応急仮設住宅の整備に係る実施計画に定める。</p> <p>6. 略</p>	<p>災害救助法に基づく修正</p>

旧頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																														
P207 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	<p>2. 被災者生活再建支援金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象世帯</p> <p>上記の災害により</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="379 1234 1380 1638"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">A 基礎支援金</th> <th colspan="2">B 加算支援金</th> <th rowspan="2">計 A+B</th> </tr> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。 ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p>	区 分		A 基礎支援金		B 加算支援金		計 A+B	住宅の被害程度		住宅の再建方法		複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250				補修	100	150				賃借	50	100	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5				補修	75	112.5				賃借	37.5	75	<p>2. 被災者生活再建支援金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象世帯</p> <p>上記の災害により</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p><u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="1537 1234 2537 1810"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">A 基礎支援金</th> <th colspan="2">B 加算支援金</th> <th rowspan="2">計 A+B</th> </tr> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>中規模半壊世帯</u></td> <td><u>＝</u></td> <td><u>建設・購入</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>補修</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>賃借</u></td> <td><u>25</u></td> <td><u>25</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>中規模半壊世帯</u></td> <td><u>＝</u></td> <td><u>建設・購入</u></td> <td><u>75</u></td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>補修</u></td> <td><u>37.5</u></td> <td><u>37.5</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>賃借</u></td> <td><u>18.75</u></td> <td><u>18.75</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。 ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p>	区 分		A 基礎支援金		B 加算支援金		計 A+B	住宅の被害程度		住宅の再建方法		複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250				補修	100	150				賃借	50	100		<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100</u>	<u>100</u>				<u>補修</u>	<u>50</u>	<u>50</u>				<u>賃借</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5				補修	75	112.5				賃借	37.5	75		<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>75</u>	<u>75</u>				<u>補修</u>	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>				<u>賃借</u>	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>	<p>被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正</p> <p>被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正</p>
区 分				A 基礎支援金		B 加算支援金			計 A+B																																																																																																																																																																								
		住宅の被害程度		住宅の再建方法																																																																																																																																																																													
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																																																																												
			補修	100	200																																																																																																																																																																												
			賃借	50	150																																																																																																																																																																												
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																																																																												
			補修	100	150																																																																																																																																																																												
			賃借	50	100																																																																																																																																																																												
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																																																																												
			補修	75	150																																																																																																																																																																												
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																																																																												
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																																																																												
			補修	75	112.5																																																																																																																																																																												
			賃借	37.5	75																																																																																																																																																																												
区 分		A 基礎支援金		B 加算支援金		計 A+B																																																																																																																																																																											
		住宅の被害程度		住宅の再建方法																																																																																																																																																																													
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																																																																												
			補修	100	200																																																																																																																																																																												
			賃借	50	150																																																																																																																																																																												
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																																																																												
			補修	100	150																																																																																																																																																																												
			賃借	50	100																																																																																																																																																																												
	<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100</u>	<u>100</u>																																																																																																																																																																												
			<u>補修</u>	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																																												
			<u>賃借</u>	<u>25</u>	<u>25</u>																																																																																																																																																																												
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																																																																												
			補修	75	150																																																																																																																																																																												
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																																																																												
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																																																																												
			補修	75	112.5																																																																																																																																																																												
			賃借	37.5	75																																																																																																																																																																												
	<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>75</u>	<u>75</u>																																																																																																																																																																												
			<u>補修</u>	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>																																																																																																																																																																												
			<u>賃借</u>	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>																																																																																																																																																																												

旧頁	旧	新	備考
P217 第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	<p>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの）</p> <p>災害対策基本法第90条の2、仙台市罹災証明等取扱要綱（平成28年2月9日危機管理監決裁）及び仙台市罹災証明等事務取扱要領（平成28年2月10日財政局長決裁）に基づき、住家及び非住家（以下「住家等」という。）について火災以外の災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。</p> <p>ア 証明内容</p> <p>罹災証明は、火災以外の災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水及び床下浸水といった被害程度の証明を行う。</p> <p>イ 判定基準</p> <p>内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの）</p> <p>災害対策基本法第90条の2、仙台市罹災証明等取扱要綱（平成28年2月9日危機管理監決裁）及び仙台市罹災証明等事務取扱要領（平成28年2月10日財政局長決裁）に基づき、住家及び非住家（以下「住家等」という。）について火災以外の災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。</p> <p>ア 証明内容</p> <p>罹災証明は、火災以外の災害によって被害を受けた住家等について、被害程度の証明を行う。</p> <p>イ 判定基準</p> <p>内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>表記の適正化</p> <p>時点更新</p>

旧頁	旧	新	備考																																																												
P246 第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策	<p>1. 施設の現況</p> <p>仙台市高速鉄道<u>南北線</u>の営業路線は、泉中央駅から富沢駅までの14.8kmである。構造物については、阪神淡路大震災後の耐震<u>基準</u>に基づく補強を行っているほか、各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、地震計及び風速計等により情報の収集を行っている。</p> <p>列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）やATO（自動列車運転装置）等を採用し安全運行に努めている。また、総合指令センター（以下「指令センター」という。）で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時には、列車無線等による即時の情報交換が可能となっている。</p> <p>また、車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料はアルミニウム軽合金を使用している。</p> <p style="text-align: center;"><在籍車両一覧></p> <p style="text-align: right;">平成29年11月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">南 北 線</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">東 西 線</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">車 種</th> <th style="width: 33%;">形 式</th> <th style="width: 33%;">車 両 数</th> <th style="width: 33%;">車 種</th> <th style="width: 33%;">形 式</th> <th style="width: 33%;">車 両 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> <td>制御電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> </tr> <tr> <td>電動車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> <td>電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>84両</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>60両</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気設備については、災害時の照明及び最低限度必要な動力（排水ポンプ、信号機器、防災設備等）用電源を確保するため、北仙台変電所及び長町南変電所に非常用発電装置を設置している。</p> <p style="text-align: center;">（資料9-14「仙台市高速鉄道駅舎の概要」参照）</p>	南 北 線			東 西 線			車 種	形 式	車 両 数	車 種	形 式	車 両 数	制御車	1000N系	42両	制御電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	42両	電動車	2000系	30両	合 計		84両	合 計		60両	<p>1. 施設の現況</p> <p>仙台市高速鉄道の営業路線は、<u>南北線</u>が泉中央駅から富沢駅までの14.8km、<u>東西線が八木山動物公園駅から荒井駅までの13.9km</u>である。<u>南北線</u>の構造物については、阪神淡路大震災後の耐震<u>補強に関する通達</u>に基づく補強を行っているほか、<u>東西線の構造物については、阪神淡路大震災後の耐震基準に基づき、設計施工を行っている。</u>また各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、地震計及び風速計等により情報の収集を行っている。</p> <p>列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）やATO（自動列車運転装置）等を採用し安全運行に努めている。また、総合指令センター（以下「指令センター」という。）で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時には、列車無線等による即時の情報交換が可能となっている。</p> <p>また、車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料はアルミニウム軽合金を使用している。</p> <p style="text-align: center;"><在籍車両一覧></p> <p style="text-align: right;">平成29年11月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">南 北 線</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">東 西 線</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">車 種</th> <th style="width: 33%;">形 式</th> <th style="width: 33%;">車 両 数</th> <th style="width: 33%;">車 種</th> <th style="width: 33%;">形 式</th> <th style="width: 33%;">車 両 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> <td>制御電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> </tr> <tr> <td>電動車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> <td>電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>84両</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>60両</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気設備については、災害時の照明及び最低限度必要な動力（排水ポンプ、信号機器、防災設備等）用電源を確保するため、<u>南北線は北仙台変電所及び長町南変電所に、東西線は青葉山変電所及び卸町変電所に</u>非常用発電装置を設置している。</p> <p style="text-align: center;">（資料9-14「仙台市高速鉄道駅舎の概要」参照）</p>	南 北 線			東 西 線			車 種	形 式	車 両 数	車 種	形 式	車 両 数	制御車	1000N系	42両	制御電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	42両	電動車	2000系	30両	合 計		84両	合 計		60両	<p>東西線に関する記載の追加</p> <p>東西線に関する記載の追加</p>
南 北 線			東 西 線																																																												
車 種	形 式	車 両 数	車 種	形 式	車 両 数																																																										
制御車	1000N系	42両	制御電動車	2000系	30両																																																										
電動車	1000N系	42両	電動車	2000系	30両																																																										
合 計		84両	合 計		60両																																																										
南 北 線			東 西 線																																																												
車 種	形 式	車 両 数	車 種	形 式	車 両 数																																																										
制御車	1000N系	42両	制御電動車	2000系	30両																																																										
電動車	1000N系	42両	電動車	2000系	30両																																																										
合 計		84両	合 計		60両																																																										

旧頁	旧	新	備考
<p>P249 第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策</p>	<p>鉄道技術部現場災害対策部 高速鉄道施設の確保及び復旧に関すること</p> <p>a. 情報連絡班 ・ 配備要員の招集，各部，各班及び関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>b. ～ e. 略</p> <p>(2) 通報連絡</p>  <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>	<p>④ 鉄道技術部現場災害対策部 高速鉄道施設の確保及び復旧に関すること</p> <p>a. 情報連絡班 ・ 配備要員の招集，各部，各班及び関係機関との連絡調整に関すること ・ <u>電力確保のうち電力運用に関すること</u></p> <p>b. ～ e. 略</p> <p>(2) 通報連絡</p>  <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p>